

事務連絡
令和3年1月21日

各介護サービス事業所開設法人 代表者 様

舞鶴市福祉部高齢者支援課長

介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した
場合の情報共有について (通知)

日頃は、新型コロナウイルス感染症拡大防止につきまして、徹底した対策にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

京都府におきましても緊急事態宣言が発令され、日々、感染者が増加し、近隣の介護サービス事業所ではクラスターが発生している中、舞鶴市内でも介護事業所において感染者が発生したところです。

つきましては、今後、新たに介護サービス事業所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合に備え、適切に関係事業所間で情報を共有し、サービスの継続が必要な利用者には適切な調整が図れるよう取り組む必要がありますことから、別添の「情報提供書」を作成しましたので、下記事項に留意の上、共通様式としてご活用いただきますようお願いいたします。

記

1 感染者が確認された介護サービス事業所の対応について

(1) 利用者の他の介護サービス利用状況の把握

感染者が発生した際に、迅速に保健所や関係事業所等へ情報提供できるように、事前に「担当の居宅介護支援事業所一覧及び他の介護サービスの利用状況」を作成しておくとともに、休日でも各所と連絡が取れる体制にしておくなど、迅速に連絡ができる体制をつくっておいてください。

(事業所 FAX 番号、休日連絡先、メールアドレスなども確認)

(2) 感染者が確認された介護サービス事業所の利用者の感染状況等の把握

保健所による濃厚接触者の迅速・的確な特定のため、上記(1)の担当ケアマネ、他の介護サービスの利用状況やケア記録等を保健所に提供するなど、積極的疫学調査(濃厚接触者の特定調査)に協力をして、利用者の感染の有無等の情報を把握してください。

(3) 感染症が発生した際の市、担当の居宅介護支援事業所（包括）及び関係事業所等への報告（別紙「フロー図」「情報提供書」）

ア 感染者が確認された介護サービス事業所は、保健所の疫学調査に基づき特定された関係事業所等及び市に対して、速やかに感染状況等を報告してください。

イ 当該利用者の担当の居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター及び関係サービス事業所には「情報提供書」により、また、市には電話により、速やかに報告してください。（あとで市にも情報提供書(写)をFAX)

ウ 感染者の濃厚接触者（職員又は利用者）の情報が保健所から得られた場合は、第1報の際に、その情報も併せて報告してください。

2 担当の居宅介護支援事業所等の対応について

連絡を受けた担当の居宅介護支援事業所等は、利用者の他の介護サービスの利用状況等を確認し、必要な関係事業所に連絡するとともに、利用者の以後の介護サービスの提供等の対応について検討してください。

利用者のうち濃厚接触者として行政検査をした結果、陰性となった人も、2週間自宅で経過観察をすることになるので、この間のサービス提供方法についても、関係事業所と協議してください。

3 感染事案とは接点のない事業所について

感染者が確認された事業所又は居宅介護支援事業所等からの連絡がない事業所については、感染事案が発生したとしても「感染事案とは接点のない事業所」ということになります。

「感染事案とは接点のない事業所」については、引き続き感染防止対策を講じながら、介護サービスを継続してください。

4 介護サービスを休業する場合の留意点について

京都府から公衆衛生対策の観点に基づく休業要請を受けた場合、又は感染拡大防止の観点から自主的に休業やサービスの縮小を行う事業所は、次の点に留意してください。

(1) 利用者への丁寧な説明

居宅介護支援事業所と連携し、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について、丁寧な説明を行うとともに、利用者からの相談にも丁寧に応じてください。

(2) 代替サービスの確保

利用者に必要なサービスが提供されるよう、居宅介護支援事業所を中心に適切な代替サービスの検討を行い、関係事業所等と連携しつつ適切なサービス提供を確保してください。